

車庫・物置・風除室等を設置される方へ



とま子ヨッパ
©2011 苫小牧市

住宅を新・増築された後に車庫や物置・風除室等を設置された場合、建築確認申請や不動産登記をされていない簡易な建物であっても、次の3つの要件を満たしている場合は固定資産税（都市計画税）が課税されます。

外気分断性

屋根及び壁（一般的には三方以上）があり、雨風をしのぐことができることをいいます。ただし、壁については絶対的要件とはされておらず、建物の使用目的を達成する上で望ましい大きさ、構造、形状をしているか等総合的に判断します。

土地への定着性

基礎等で土地に定着していることをいいます。ただし、コンクリートブロック等の上に置いてあるだけの物や基礎が無い物でも、建物の大きさ、重さ、構造等を総合的に考慮し定着性があるとみなされる場合があります。

用途性

目的とする用途（居住、作業、貯蔵等）に使用できる状態にあることをいいます。

（注）実際にその用途に使用しているかどうかではありません。

したがって、車庫や風除室等は簡易なものでも課税対象となりますが、壁のないカーポート等は家屋の課税対象とはなりません。物置については大きさにより定着性の有無が変わり課税されない場合もあります。

詳しいことやご不明な点については下記までお問い合わせください。

苫小牧市役所 資産税課家屋係 TEL 0144-32-6268（直通）